

# 森林保全活動推進事業補助制度

この事業は、山林所有者の高齢化等による林業労働力の減少、都市化等による不在地主の増大等が森林の荒廃につながっているため、荒廃した森林を、森林所有者及び地域住民等が一体となって下刈り清掃を実施し、今後の森林管理を誘導し、環境の保全及び森林機能の高度発揮を目指す事業であり補助を受けるためには下記の要件を満たしている必要があります。

## ★森林の『下刈り清掃』で

補助金が受けられます。

### 1. 補助を受けるためには！

- ・地域住民が主体の3人以上の実施団体であること。
- ・森林所有者の同意を得ること。
- ・森林管理をPRし、地域の環境保全及び森林機能の高度発揮に努めること。
- ・対象森林は、自然林及び人工林の樹齢Ⅲ齢級（11年）以上とする。
- ・1地域あたり1.0ha以上又は里山林等で地域の景観及び環境対策のうえで重要な役割を担うまとまった区域とする。

### 2. どの程度の補助が受けられるか

- ・実施事業費の50%以内の補助とします。（予算の範囲内で執行します。）  
事業費の標準単価は、基本的にはその年の標準単価とします。

※194,000円/ha（令和6年度）

よって、（実施面積）1.0haあたりの補助金額は→標準単価×実施面積×補助率＝補助金額となります。

※ 詳細は下記へお問い合わせください。

成田市役所 経済部農政課（農林畜産係）

電話 （20）1541 小川